

# 自立生活センターいしずえ

## 定 款

### 第1章 総則

#### ■ 第1条：《名称》

- 本法人の名称は 自立生活センターいしずえ（略称 “CIL いしずえ” : the Center for Independent Living "ISHIZUE (Cornerstone)”)という。

#### ■ 第2条：《事務所所在地》

- ① 本法人の主たる事務所は、大阪府大東市に置く。
- ② 本法人の従たる事務所は、大阪府大東市および大阪市平野区に置く。

#### ■ 第3条：《目的》

- ① 本法人は、すべての地域住民に対して、地域住民相互の協力と助け合いにより、障害者等の権利擁護と日常生活介護、等に関する活動および事業を行なうことによって、不特定多数の地域住民の福祉の推進に寄与することを第一の目的とする。
- ② 本法人は、『全国自立生活センター協議会』の定める基準に準じる自立生活センターとして活動し、障害者自らの意思に基づき、地域社会での自立生活を実現するための諸活動を行なう。自立志望の障害者に対しては、同じ障害者の立場からすでに自立生活を行なっている障害者が、その経験を基に初心者や仲間への自立支援活動を行ない、社会の中に埋もれている人材や社会資源を活用させ、またアドボカシー（権利擁護）活動や 障害者をはじめとするすべての人々にやさしい街づくりの推進、および社会への啓発活動を推進すること等を通して、障害の有無にかかわらず、すべての人々の個人としての独立と尊厳が尊ばれ、その人権が守られる社会の実現を目指して活動して行くことを主たる目的とする。

#### ■ 第4条：《活動の種類》

- 本法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に基づく次の諸活動を行なう。
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動.
  - (2) まちづくりの推進を図る活動.
  - (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動.

#### ■ 第5条：《事業》

- 本法人は、第3条の目的を達成するため、以下に掲げる事業を行なう。
  - (1) 特定非営利活動に関わる事業
    - (a) ピア・カウンセリング.
    - (b) 自立生活プログラムの提供と実施.

- (c) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業と、アテンダントの養成および関連事業。
  - (d) 住宅サービス。
  - (e) 障害者および介護保険法適用要介護等認定者等への移送サービス。
  - (f) 社会的諸制度等の社会資源活用に向けた支援。
  - (g) 福祉の街づくり・交通アクセス改善活動等の推進。
  - (h) 自立生活に役立つ情報提供・情報発信。
  - (i) アドボカシー（権利擁護）活動。
  - (j) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業および介護ヘルパー派遣事業。
  - (k) 障害者向け自立共同ホーム（グループ・ホーム）の設置・管理・運営。
  - (l) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター事業。
  - (m) 授産製品等の販売、等。
  - (n) その他、その目的の達成のために必要な事業。
- (2) 前号に該当しない活動
- (a) 会員相互の親睦活動（リクリエーション、キャンプ、クリスマス会、等）。
  - (b) 会員相互間の互助活動。

## 第2章 会 員

### ■ 第6条：《種別》

● 本法人の会員は次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

#### (1) 正 会 員

- (a) 障害者等：自立生活運動上の定義に基づく自立生活を実践している障害者、または自立生活を目指して具体的な準備段階にある、あるいは将来的に自立生活を目指そうと考えている障害者、および本法人の活動への参加を希望する在宅障害者（本法人事務局および各部局における障害当事者職員を含む）。
- (b) 健常者等：障害者の自立生活(運動)を肯定的に理解して支持し、本法人における不特定多数の障害者等に対する介護活動を含めて、本法人において障害者と共に本法人の何らかの直接的活動へ積極的に参加し、または障害者等の権利擁護と福祉の向上に積極的に寄与しようとする者。

#### (2) 特別会員

- (a) 障害者等：本法人の活動には参加せず、ホームヘルパーの被派遣者、および移送サービスの利用のみを希望する障害者または高齢者（ホームヘルパーの被派遣のみの希望者は任意入会、移送サービスの利用希望者は入会必須、ただし高齢者は要介護等認定者のみ）。
- (b) 健常者等：本法人と雇用関係にある一般のホームヘルプ・サービス等サービス専従従業者、および特定の障害者の紹介によりその障害者自身の介護のみを目的として本法人に登録された障害者自薦登録ホームヘルパー、またはボランティア登録者、ならびに一般事務職員等、事務

局および各部局における非障害当事者職員等、本法人の直接的な活動には参加しない者（いずれも任意）。

- (3) 賛助会員：本法人の趣旨に賛同し、寄付等の金銭的援助等により本法人の活動を支えて行こうとする個人または団体。

#### ■ 第7条：《入会》

- ① 正会員として入会を希望する者は、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得て会員として登録される。
- ② 理事会は、正当な理由のないかぎり入会希望者の入会を認めるものとする。ただし入会を認めない場合は、その理由を明記した書面を添えて、その旨を本人に通知しなければならない。
- ③ 特別会員または賛助会員は、当事者の意志のみにより入会でき、理事会の承認を必要としない。

#### ■ 第8条：《入会金、会費》

- 会員は、総会において別に定める入会金および会費（一般会費、特別会費）を支払わなければならない。

#### ■ 第9条：《退会》

- ① 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。
- ② 次の各号に該当する会員は、退会したものとする。
  - (1) 本人が死亡し、また団体が消滅したとき。
  - (2) 会費を1年以上滞納したとき。

#### ■ 第10条：《除名》

- 会員が次の各号に該当する場合、理事長はその者に退会を勧告し、それに従わないときは、理事会の議決によりその者を除名することができる。ただし除名を決定する前に、その者に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) この定款または規則に違反して改めなかったとき。
  - (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をして改めなかったとき。
  - (3) 反道徳的・反社会的宗教等を宣伝して会員を煽動し、または本法人の基本理念を破壊する行為をして改めなかったとき。

#### ■ 第11条：《抛出金品の不返還》

- 会員が納入した入会金および会費、その他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

#### ■ 第12条：《種別》

- ① 本法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事：3名以上。
  - (2) 監事：1名以上。

- ② 理事のうち、1名を理事長とし、必要に応じて2名以内の副理事長を置くことができる。
- ③ 理事および監事は運営委員会において候補者を選定し、理事会の指名に基づき、総会の議決を経て任命される。
- ④ 理事長、副理事長は、理事の互選により選出される。
- ⑤ 監事は、本法人の理事または職員を兼ねてはならない。
- ⑥ 本法人の役員構成のうち、理事および監事に関しては配偶者または3親等以内の親族関係にある3名以上の者が同時に就任してはならない。
- ⑦ 理事および監事を合わせた全役員のうち、その構成に含まれる特定の役員の配偶者または3親等以内の親族関係にある者の合計人数は、その役員総数の3分の1を超えてはならない。

### ■ 第13条：《職務》

- ① 理事長は、本法人を代表し、これを統括する。
- ② 副理事長は理事長を補佐し、理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- ③ 理事各自は理事会を構成し、この定款の定め、および理事会の議決に基づいて、本法人の業務を執行する。
- ④ 監事は、次に掲げる職務を行なう。
  - (1) 理事の職務執行を監査する。
  - (2) 本法人の財産状況を監査する。
  - (3) 前2号の監査の結果、本法人の業務または財産に関して不正の行為、または法令もしくは本定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告する。
  - (4) 前号の報告のために必要のある時は、総会を招集する。
  - (5) 理事の職務執行状況、または本法人の財産状況を、理事会に報告する。

### ■ 第14条：《役員の資格と構成比率》

- 本法人の理事のうち、少なくとも過半数は障害当事者でなければならない。

### ■ 第15条：《任期》

- ① 役員任期は2年とし、総会の承認を経て再任することができる。
- ② 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

### ■ 第16条：《辞任》

- ① 役員は、理事会がやむを得ないと認める正当な理由があるならば、理事会の承認を得て任意に役職を辞することができる。ただし緊急時を除いて、その者は30日前までに、その旨を理事会に申し出なければならない。
- ② 役員が辞任したときは、理事長はこれをその理由と共に総会に報告しなければならない。

■ 第 17 条：《欠員補充》

- 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

■ 第 18 条：《解任》

- 役員が次の各号のいずれかに該当するとき、総会の議決により、これを解任することができる。ただし理事会において、その役員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 職務の遂行に耐えられないほど、心身に重大な変調をきたしたとき。
  - (2) 理事会が、その者に職務上の義務違反、あるいは法的または倫理・道徳的規範に対する社会通念上の著しい違反、その他、役員としてふさわしくない行為を認め、その者がこれを改めなかったとき。

■ 第 19 条：《報酬》

- ① 役員は、その総数の 3 分の 1 の範囲内で報酬を受けることができる。
- ② 役員は、その職務の遂行のために要した費用の弁償を請求することができる。
- ③ 前 2 項に関する必要な事項は、総会の承認を経て理事会がこれを定める。

第 4 章 総会

■ 第 20 条：《種別》

- 本法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

■ 第 21 条：《構成》

- 本法人の総会は、正会員をもって構成される。

■ 第 22 条：《権能》

- 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更。
  - (2) 事業計画案および活動予算案、または変更に関する承認の可否。
  - (3) 事業報告および活動決算の承認に関する可否。
  - (4) 役員を選任と解任および職務と報酬に関する承認の可否。
  - (5) 入会金および会費の額に関する承認の可否。
  - (6) 長期借入金、その他新規負担の義務、および権利の放棄に関する承認の可否。
  - (7) 事務局の組織および運営に関する承認の可否。
  - (8) その他、運営に関する重要事項に関する承認の可否。
  - (9) 本法人の解散。
  - (10) 合併。

■ 第 23 条：《開催》

- ① 通常総会は、毎年 1 回の開催とする。
- ② 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって、その開催を請求されたとき。
- (3) 監事が、本定款第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

#### ■ 第24条：《招集》

- ① 総会は、理事長が招集する。ただし前条第2項第3号の規定による場合は、監事がこれを招集する。
- ② 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に総会を開かなければならない。
- ③ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### ■ 第25条：《議長》

- 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出される。

#### ■ 第26条：《定足数》

- ① 総会の開会には、正会員の過半数の出席を必要とする。
- ② 正会員の出席数が過半数に満たない時は、その日から30日以内にあらためて開会する。

#### ■ 第27条：《議決》

- ① 総会における議決事項は、第24条第3項の規定により、あらかじめ通知したものである。
- ② 総会における議決は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するものとする。
- ③ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。
- ④ 特別会員は総会に出席して意見を述べることはできるが、その議決に加わることはできない。

#### ■ 第28条：《書面表決等》

- ① やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- ② 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとする。

#### ■ 第29条：《議事録》

- ① 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
  - (1) 日時および場所。
  - (2) 現在の正会員総数。
  - (3) 出席した正会員数（書面表決者および表決委任者については、その旨を説明すること）。

- (4) 審議事項および議決事項.
  - (5) 議事の経過の概要およびその結果.
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項.
- ② 議事録には、その会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に記名捺印しなければならない。

## 第5章 理事会

### ■ 第30条：《構成》

- 理事会は、理事をもって構成される。

### ■ 第31条：《権能》

- 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
  - ① 総会に付議すべき事項.
  - ② 総会へ提出すべき役員および運営委員選任案名簿.
  - ③ 総会が議決した事項の執行に関する事項.
  - ④ 総会の議決を要しない職務の執行に関する事項.

### ■ 第32条：《開催》

- 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 毎月1回以上の定期会議.
  - (2) 理事長が必要と認めたとき.
  - (3) 理事総数の3分の1以上から開催の要請があったとき.

### ■ 第33条：《招集》

- ① 理事会は、理事長が招集する。
- ② 理事長は、前条第3号の規定に基づく請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会を招集するときは、会議の日時・場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### ■ 第34条：《議長》

- 理事会の議長は、理事長、または開会直後に理事長が指名した理事が担当する。

### ■ 第35条：《議決等》

- 本法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

## 第6章 運営委員会

### ■ 第36条：《構成》

- ① 運営委員会は、本法人の理事を含む運営委員をもって構成される。
- ② 理事を除く運営委員は、運営委員会において正会員の中から候補者を選定し、理事会の指名に基づき、総会の議決を経て任命される。

- ③ 運営委員の任期と再任および辞任と解任等は、当該役員のそれに準じるものとする。
- ④ 運営委員の過半数は、障害当事者でなければならない。

#### ■ 第 37 条：《権能》

- ① 運営委員会は、本法人の運営に関して理事会を補佐する。
- ② 運営委員会は、定款変更原案、事業計画原案、会計予算原案、事業報告案、会計決算承認原案、役員および運営委員改選候補者名簿原案、等を審議して作成する。
- ③ 前項以外の事項で、本法人の運営に必要な案件を審議する。
- ④ 前 2 項の各案件は、運営委員会の議決を経て理事会に付議される。

#### ■ 第 38 条：《開催》

- 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 毎月 1 回以上の定期会議。
  - (2) 理事会が必要と認めたとき。
  - (3) 理事総数の 3 分の 1 以上から開催の要請があったとき。
  - (4) 運営委員総数の 3 分の 1 以上から開催の要請があったとき。

#### ■ 第 39 条：《招集》

- ① 運営委員会は、理事会が招集する。
- ② 理事会は、前条第 3 号および第 4 号の規定に基づく請求があった場合は、その日から 7 日以内に運営委員会を開かなければならない。

#### ■ 第 40 条：《議長》

- 運営委員会の議長は、その委員会に出席した委員の中から、開会直後に選出される。

#### ■ 第 41 条：《定足数》

- 運営委員会の開会には、委員の過半数の出席を必要とする。委員の出席が過半数に満たないときは、あらためて 7 日以内に運営委員会を招集しなければならない。

#### ■ 第 42 条：《議決》

- 運営委員会における議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するものとする。

### 第 7 章 資産、会計および事業計画

#### ■ 第 43 条：《資産》

- 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 財産目録に記載された資産。
  - (2) 入会金と一般会費および特別会費。
  - (3) 各種行政補助金および民間助成金品。
  - (4) 寄付金品。
  - (5) 財産から生じる収益。
  - (6) 事業に伴う収益。



(7) その他の収益.

■ **第 44 条：《資産の区分》**

● 本法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に関わる事業.
- (2) 前号に該当しない事業.

■ **第 45 条：《資産の管理》**

● 本法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事会が別に定める。

■ **第 46 条：《経費の支弁》**

● 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

■ **第 47 条：《会計の区分》**

● 本法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に関わる事業.
- (2) 前号に該当しない活動.

■ **第 48 条：《事業計画および予算》**

● 本法人の事業計画および予算は理事会が作成し、総会の承認を得なければならない。  
これを変更する場合も同様とする。

■ **第 49 条：《予備費の設定および使用》**

- ① 前条に規定する予算には、予算超過または当初予算外の費用に充てるため、予備費を設定することができる。
- ② 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

■ **第 50 条：《暫定予算》**

- ① 第 48 条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、本法人の運営のために収益費用を講じることができる。
- ② 前項の収益および費用は、新しく本予算が成立した後には、その予算の収益および費用とみなす。

■ **第 51 条：《事業報告書および決算》**

● 理事会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得、これを最低 5 年間は保管しなければならない。

■ **第 52 条：《長期借入金》**

● 本法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

■ 第 53 条：《事業および会計年度》

- 本法人の事業および会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日までとする。

第 8 章 事務局

■ 第 54 条：《設置》

- ① 本法人の事務を処理するため、運営委員会の下に事務局を置く。
- ② 事務局には、事務局長および総務その他必要に応じて職員を置く。
- ③ 事務局の職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- ④ 事務局長および事務局専任の有給職員のうち、少なくとも 1 名以上は障害当事者でなければならない。

■ 第 55 条：《書類および帳簿の備置き》

- 本法人の事務所には、特定非営利活動促進法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。
  - (1) 会員名簿、および会員の異動に関する書類。
  - (2) 収益・費用に関する帳簿、および証拠書類。

第 9 章 定款の変更および解散

■ 第 56 条：《定款の変更》

- ① この定款を変更するには、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席する総会において、その出席者の 4 分の 3 以上の賛成をもって議決されなければならない。
- ② 総会の議決に基づいて特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する定款は、所轄庁の認証の日から施行する。

■ 第 57 条：《解散》

- ① 本法人は、次に掲げる事由によって解散する。
  - (1) 総会の決議。
  - (2) 目的とする特定非営利活動事業の成功の不能。
  - (3) 正会員の欠亡。
  - (4) 合併。
  - (5) 破産手続開始の決定。
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し。
- ② 総会の決議により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の賛成をもって議決されなければならない。

■ 第 58 条：《残余財産の処分》

- 解散後の残余財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げるもののうちから、解散を議決する総会で定める者に帰属させる。

## 第10章 雑 則

### ■ 第59条：《公告》

- 本法人の公告は、官報により行なう。

### ■ 第60条：《委任》

- この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

### ■ 付 則

- ① この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- ② この法人は、所轄庁の認証を経て登記された日に成立する。
- ③ この法人の設立時の入会金および一般会費は、第8条の規定にはかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正 会 員：入会金…1000円、一般会費…年額10000円。
- (2) 特別会員：入会金……………0円、一般会費…年額 1000円。
- (3) 賛助会員：入会金……………0円、一般会費…1口 3000円。

※ 個人会員・団体会員とも同額とする（幾口でも可、ただし最小…年1口）。

- ④ この法人の成立当初の役員は、第12条第3項および第4項の規定にかかわらず次に掲げるとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず平成16年6月30日までとする。

#### (1) 理事長

氏名：柿 原 明 彦

#### (2) 理 事

氏名：村 川 勉

#### (3) 理 事

氏名：佐々木 和 晴

#### (4) 監 事

氏名：山 崎 修 吾

- ⑤ この法人の設立初年度の事業計画および予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- ⑥ この法人の設立初年度の事業および会計年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- ⑦ この定款は、平成15年6月18日（大阪府知事が認証した日）から施行する。
- ⑧ この定款は、平成16年12月8日（大阪府知事が認証した日）から施行する。
- ⑨ この定款は、平成18年9月28日（大阪府知事が認証した日）から施行する。
- ⑩ この定款は、平成22年5月12日（大阪府知事が認証した日）から施行する。
- ⑪ この定款は、平成23年5月16日（大阪府知事が認証した日）から施行する。
- ⑫ この定款は、平成25年7月1日（大阪府知事が認証した日）から施行する。
- ⑬ この定款は、平成25年12月18日（大阪府知事が認証した日）から施行する。